

高知県移住促進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

(新)	(旧)
<p>高知県移住促進事業費補助金交付要綱</p>	<p>高知県移住促進事業費補助金交付要綱</p>
<p>第1条 略</p> <p>第2条 県は、次に掲げる者（以下「補助事業者」という。）が行う移住を促進するための取組に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) NPO等</p> <p>次に掲げる要件の全てに該当している団体</p> <p>ア 県内に事務所を有し、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する活動を行っている特定非営利活動法人、<u>市民活動団体</u>、ボランティア団体、地縁団体等の任意団体、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人 <u>又は</u> 社会福祉法人等であることとし、任意団体にあつては、規約等が定められており、継続的な活動が行われていること。</p> <p>イ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推進し、又は支持し、若しくは反対することを目的とした団体でないこと。</p> <p>第3条～第6条 略</p> <p>第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 補助事業者のうち市町村は、第3条第1項第1号ウに規定する補助事業を実施すること。ただし、実施を予定していた事業が中止又は内容変更により経費の支出の必要なくなった場合は、その事情を考慮のうえ、事業を実施したものとみなす。</u></p> <p>第8条～19条 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 この要綱は、令和<u>6</u>年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条、第8条、第12条第4項及び第5項、第15条、第16条並びに第18条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p>	<p>第1条 略</p> <p>第2条 県は、次に掲げる者（以下「補助事業者」という。）が行う移住を促進するための取組に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) NPO等</p> <p>次に掲げる要件の全てに該当している団体</p> <p>ア 県内に事務所を有し、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する活動を行っている特定非営利活動法人 <u>及び</u> 市民活動団体、ボランティア団体、地縁団体等の任意団体、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、<u>社会福祉法人</u>等であることとし、任意団体にあつては、規約等が定められており、継続的な活動が行われていること。</p> <p>イ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推進し、又は支持し、若しくは反対することを目的とした団体でないこと。</p> <p>第3条～第6条 略</p> <p>第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>第8条～第19条 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 この要綱は、令和<u>5</u>年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条、第8条、第12条第4項及び第5項、第15条、第16条並びに第18条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p>

附 則 略

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月22日から施行する。
- 2 第5条第1項による申請は、この要綱の施行の前においても行うことができる。

附 則 略

別表第1（第3条関係）

事業実施基準

1 補助対象事業

公用施設の整備、施設等の維持管理に係る事業及び国、県等の補助事業（国のデジタル田園都市国家構想交付金を除く。）として採択された事業については、対象としない。

2 事業採択基準

区分	採択基準
市町村等支援事業	ア 地域の課題解決が図られ、移住につながる効果が見込めること。 イ 県の移住促進事業との整合性があること。 ウ 補助事業の実施のための環境が整っていること。 エ 補助事業の実施後継続的な取組が行われることが認められること。 オ 移住者又は移住希望者が居住するための住宅の軽微な修繕及び家賃への補助については、別表第2に定める事業実施主体及び補助条件に該当すること。 カ 住宅の改修については、耐震性を有する又は有すると見込まれること。
NPO等支援事業	ア 地域の課題解決が図られ、移住につながる効果が見込まれること。 イ 県の移住促進事業との整合性があること。 ウ 市町村と連携した取組がなされていること。 エ 補助事業の実施のための環境が整っていること。 オ 補助事業の実施後継続的な取組が行われることが認められること。
滞在型市民農園整備事業	ア 地域の課題解決が図られ、移住につながる効果が見込まれること。 イ 県の移住促進事業との整合性があること。 ウ 補助事業の実施のための環境が整っていること。 エ 補助事業の実施後継続的な取組が行われることが認められること。

別表第1（第3条関係）

事業実施基準

1 補助対象事業

公用施設の整備、施設等の維持管理に係る事業及び国、県等の補助事業（国の地方創生推進交付金を除く。）として採択された事業については、対象としない。

2 事業採択基準

区分	採択基準
市町村等支援事業	ア 地域の課題解決が図られ、移住につながる効果が見込めること。 イ 県の移住促進事業との整合性があること。 ウ 補助事業の実施のための環境が整っていること。 エ 補助事業の実施後継続的な取組が行われることが認められること。 オ 移住者又は移住希望者が居住するための住宅の軽微な修繕、空き家の荷物の整理や運搬及び処分、家賃への補助については、別表第2に定める事業実施主体及び補助条件に該当すること。 カ 住宅の改修については、耐震性を有する又は有すると見込まれること。
NPO等支援事業	ア 地域の課題解決が図られ、移住につながる効果が見込まれること。 イ 県の移住促進事業との整合性があること。 ウ 市町村と連携した取組がなされていること。 エ 補助事業の実施のための環境が整っていること。 オ 補助事業の実施後継続的な取組が行われることが認められること。
滞在型市民農園整備事業	ア 地域の課題解決が図られ、移住につながる効果が見込まれること。 イ 県の移住促進事業との整合性があること。 ウ 補助事業の実施のための環境が整っていること。 エ 補助事業の実施後継続的な取組が行われることが認められること。

別表第2

1 事業区分、補助事業者、事業実施主体、補助対象経費、補助率及び補助限度額

事業区分			補助事業者	実施主体	補助対象経費（注1）	補助率	補助限度額
大	中	小					
(1) 市町村等支援事業	ハード事業	ア 受入体制整備事業	・市町村	・市町村 ・NPO等 (注2)	●市町村が行う（又は市町村がNPO等に対し補助を行う）以下のハード事業に要する経費 ・お試し滞在施設の整備 ・移住者向け住宅の整備	2分の1以内	1団体当たり 3,000万円 ※1戸又は1専用区画当たり 450万円（注3）
			・市町村	・市町村 ・NPO等	●市町村が行う（又は市町村がNPO等に対し補助を行う）以下のソフト事業に要する経費 ・移住、仕事、空き家専門相談員の配置（人件費に限る。） ・情報発信素材（ガイドブック、ホームページ等）の作成 ・県外向け広報の実施 ・県外での移住に関するイベント、相談会等への出展又は実施 ・関係人口を移住に <u>つなげる</u> ためのイベント等の実施 ・ふるさとワーキングホリデーやインターンシップ等の地域での仕事体験の実施（参加者の県内の交通費・宿泊費、PR費、交流会費等） ・お試し滞在施設の備品整備（Wi-Fi等インターネット環境整備に要する経費を含む。） ・移住者の定住支援に係る取組（移住者同士又は移住者と地域住民との交流会や起業交流会の開催等） ・移住体験ツアーの実施 ・無料職業紹介所の設置 ・県が委嘱する地域移住サポーターへの活動支援 ・お試し滞在の補助事業 ・移住体験ツアー及びお試し滞在等に係る移住希望者への交通費補助事業 ・移住に係る荷物の運搬（引越事業者への支払）への支援		1団体当たり 400万円 ※市町村が移住、仕事、空き家専門相談員を設置又は委託する場合 1人当たり 100万円
	ソフト事業	イ 住宅確保促進事業	・市町村 ・NPO等	・市町村 ・NPO等	●市町村が行う（又は市町村がNPO等に対し補助を行う）以下のソフト事業に要する経費 ・空き家の相談会やマッチング等の実施及び広報 ・空き家提供の広報 ・その他空き家の掘り起こしにつながる取組に要する経費	2分の1以内	1団体当たり 100万円 ※軽微な修繕は1戸当たり10万円以内 ※家賃補助は1人当たり月1万円以内かつ最長12月
			・市町村	2のとおり	●市町村が実施する移住者又は移住希望者が居住するための住宅の軽微な修繕及び家賃に要する経費への補助		※家賃補助は1人当たり月1万円以内かつ最長12月
		ウ Uターン促進事業	・市町村	同左	●市町村が行う以下のUターン（注4）事業に要する経費 ・Uターン向け広報 ・Uターン向けイベント、相談会、ツアー等の実施 ・Uターンに係る荷物の運搬（引越事業者への支払）への支援 ・その他Uターンの促進につながる取組に要する経費	1団体当たり 50万円	
エ 広域連携事業	・市町村 ・一部事務組合 ・広域連合 ・複数の市町村等で組織する協議会	同左	●市町村等が行う以下のソフト事業に要する経費 ・情報発信素材（ガイドブック、ホームページ等）の作成 ・県外での移住に関するイベント、相談会等の実施 ・移住体験ツアーの実施 ・移住体験ツアー及びお試し滞在等に係る移住希望者への交通費補助事業 ・関係人口を移住につなげるためのイベント等の実施	1団体当たり 50万円×構成市町村数 (上限200万円)			

別表第2

1 事業区分、補助事業者、事業実施主体、補助対象経費、補助率及び補助限度額

事業区分			補助事業者	実施主体	補助対象経費（注1）	補助率	補助限度額
大	中	小					
(1) 市町村等支援事業	ハード事業	ア 受入体制整備事業	・市町村	・市町村 ・NPO等 (注2)	●市町村が行う（又は市町村がNPO等に対し補助を行う）以下のハード事業に要する経費 ・お試し滞在施設の整備 ・移住者向け住宅の整備	2分の1以内	1団体当たり 3,000万円 ※1戸又は1専用区画当たり 450万円（注3）
			・市町村	・市町村 ・NPO等	●市町村が行う（又は市町村がNPO等に対し補助を行う）以下のソフト事業に要する経費 ・移住、仕事、空き家専門相談員の配置（人件費に限る。） ・情報発信素材（ガイドブック、ホームページ等）の作成（ <u>新たに作成又は全面改訂するものに限る。</u> ） ・県外向け広報の実施 ・県外での移住に関するイベント、相談会等への出展又は実施 ・関係人口を移住に <u>つなげる</u> ためのイベント等の実施 ・ふるさとワーキングホリデーやインターンシップ等の地域での仕事体験の実施（参加者の県内の交通費・宿泊費、PR費、交流会費等） ・お試し滞在施設の備品整備（Wi-Fi等インターネット環境整備に要する経費を含む。） ・移住者の定住支援に係る取組（移住者同士又は移住者と地域住民との交流会や起業交流会の開催等） ・移住体験ツアーの実施 ・無料職業紹介所の設置 ・県が委嘱する地域移住サポーターへの活動支援 ・お試し滞在の補助事業 ・移住体験ツアー及びお試し滞在等に係る移住希望者への交通費補助事業 ・移住に係る荷物の運搬（引越事業者への支払）への支援		1団体当たり 400万円 ※市町村が移住、仕事、空き家専門相談員を設置又は委託する場合 1人当たり 100万円
	ソフト事業	イ 住宅確保促進事業	・市町村 ・NPO等	・市町村 ・NPO等	●市町村が行う（又は市町村がNPO等に対し補助を行う）以下のソフト事業に要する経費 ・空き家の相談会やマッチング等の実施及び広報 ・空き家提供の広報 ・空き家提供の広報 ・空き家の荷物の整理や運搬及び処分 ・その他空き家の掘り起こしにつながる取組に要する経費	2分の1以内	1団体当たり 100万円 ※軽微な修繕は1戸当たり10万円以内 ※家賃補助は1人当たり月1万円以内かつ最長12月
			・市町村	2のとおり	●市町村が実施する移住者又は移住希望者が居住するための住宅の軽微な修繕、 <u>空き家の荷物の整理や運搬及び処分</u> 、家賃に要する経費への補助		※家賃補助は1人当たり月1万円以内かつ最長12月
		ウ Uターン促進事業	・市町村	同左	●市町村が行う以下のUターン（注4）事業に要する経費 ・Uターン者向け広報 ・Uターン者向けイベント、相談会、ツアー等の実施 ・Uターンに係る荷物の運搬（引越事業者への支払）への支援	1団体当たり 50万円	
エ 広域連携事業	・市町村 ・一部事務組合 ・広域連合 ・複数の市町村等で組織する協議会	同左	●市町村等が行う以下のソフト事業に要する経費 ・情報発信素材（ガイドブック、ホームページ等）の作成（ <u>新たに作成又は全面改訂するものに限る。</u> ） ・県外での移住に関するイベント、相談会等の実施 ・移住体験ツアーの実施 ・移住体験ツアー及びお試し滞在等に係る移住希望者への交通費補助事業 ・関係人口を移住につなげるためのイベント等の実施	1団体当たり 50万円×構成市町村数 (上限200万円)			

ソフト 事業・ ハード 事業	オ 生涯活躍 のまちづく り支援事業	・市町村	同左	●市町村が行う生涯活躍のまちの形成に向けた構想及び計画づくりに要する経費		1団体当たり 100万円	●市町村が行う生涯活躍のまちの形成に向けた構想及び計画づくりに要する経費	同左	●市町村が行う生涯活躍のまちの形成に向けた構想及び計画づくりに要する経費	2分の1以内	1団体当たり 100万円
		・構想及び計画を策定している市町村	市町村、民間事業者等	●市町村が策定した構想及び計画に基づき行う生涯活躍のまちの形成に向けた以下の事業に要する経費（アクティブシニア等の移住促進につながる取組に限る。） <ソフト事業> ・地域交流拠点が実施する移住促進事業に要する経費（人件費・運営費） ・移住者誘致のために必要な情報発信、支援プログラムの開発、サービス提供体制の構築等に要する経費 <ハード事業> ・移住につなげるための地域交流拠点となる施設の整備及び改修に要する経費	1団体当たり 1,000万円	●市町村が策定した構想及び計画に基づき行う生涯活躍のまちの形成に向けた以下の事業に要する経費（アクティブシニア等の移住促進につながる取組に限る。） <ソフト事業> ・地域交流拠点が実施する移住促進事業に要する経費（人件費・運営費） ・移住者誘致のために必要な情報発信、支援プログラムの開発、サービス提供体制の構築等に要する経費 <ハード事業> ・移住につなげるための地域交流拠点となる施設の整備及び改修に要する経費					1団体当たり 1,000万円
(2) NPO等支援事業	・NPO等 (活動範囲が2市町村以上であること)	同左	同左	●NPO等が実施する移住及び交流を促進するためのソフト事業に要する経費	定額	1団体当たり 50万円	●NPO等が実施する移住及び交流を促進するためのソフト事業に要する経費	同左	●NPO等が実施する移住及び交流を促進するためのソフト事業に要する経費	定額	1団体当たり 50万円
				●移住促進を行う全県的なNPO等のネットワーク組織（高知家移住促進プロジェクト）が実施する移住及び定住を促進するためのソフト事業に要する経費	定額	1団体当たり 200万円					●移住促進を行う全県的なNPO等のネットワーク組織（高知家移住促進プロジェクト）が実施する移住及び定住を促進するためのソフト事業に要する経費
(3) 滞在型市民農園整備事業	・市町村	同左	●移住及び中長期滞在並びに交流を促進するための滞在型市民農園の施設整備等に要する経費	2分の1以内 (注5)	1団体当たり 1億円	●移住及び中長期滞在並びに交流を促進するための滞在型市民農園の施設整備等に要する経費	同左	●移住及び中長期滞在並びに交流を促進するための滞在型市民農園の施設整備等に要する経費	2分の1以内 (注5)	1団体当たり 1億円	

(注1) 略

(注2) NPO等とは、次に掲げる要件の全てに該当している団体をいう。

- 県内に事務所を有し、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する活動を行っている特定非営利活動法人、市民活動団体、ボランティア団体、地縁団体等の任意団体、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、又は社会福祉法人等であることとし、任意団体にあつては、規約等が定められており、継続的な活動が行われていること。
- 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推進し、又は支持し、若しくは反対することを目的とした団体でないこと。

(注3)～(注5) 略

(注1) 略

(注2) NPO等とは、NPO等とは、次に掲げる要件の全てに該当している団体をいう。

- 県内に事務所を有し、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する活動を行っている特定非営利活動法人及び市民活動団体、ボランティア団体、地縁団体等の任意団体、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人等であることとし、任意団体にあつては、規約等が定められており、継続的な活動が行われていること。
- 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推進し、又は支持し、若しくは反対することを目的とした団体でないこと。

(注3)～(注5) 略

2 実施主体及び補助条件

(1) 移住者又は移住希望者が居住するための住宅の軽微な修繕に要する経費への補助

実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ・移住者又は移住希望者（県内に住所を有していない者で、県外に5年以上居住している者又は県内に住所を有して原則として2年（転居を伴わない者は1年）を経過しない者で、住所を有する前に県外に5年以上居住していた者に限る。） ・移住者又は移住希望者に住宅を提供しようとする者であって、次のいずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ①住宅の所有者 ②住宅の所有者から住宅を借り受ける特定非営利活動法人並びに営利を目的とせず、移住及び定住を促進している団体（任意団体を除く。） <p>※②については移住者が入居する場合に限る。</p>
補助条件	<ul style="list-style-type: none"> ・個人が所有する住宅であること。 ・当該事業により軽微な修繕を行う住宅については、補助事業終了後5年間は、移住者の居住の用に供し、事業終了後直ちに居住の用に供しない場合は、移住ポータルサイト「高知家」で暮らす。」又は当該市町村の空き家バンクに登録すること。 ・住宅を借り受ける者が住宅の軽微な修繕を行う場合は、住宅の所有者の同意について確認をすること。

(2) 省略

2 実施主体及び補助条件

(1) 移住者又は移住希望者が居住するための住宅の軽微な修繕、[空き家の荷物の整理や運搬及び処分](#)に要する経費への補助

実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ・移住者又は移住希望者（県内に住所を有していない者で、県外に5年以上居住している者又は県内に住所を有して原則として2年（転居を伴わない者は1年）を経過しない者で、住所を有する前に県外に5年以上居住していた者に限る。） ・移住者又は移住希望者に住宅を提供しようとする者であって、次のいずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ①住宅の所有者 ②住宅の所有者から住宅を借り受ける特定非営利活動法人並びに営利を目的とせず、移住及び定住を促進している団体（任意団体を除く。） <p>※②については移住者が入居する場合に限る。</p>
補助条件	<ul style="list-style-type: none"> ・個人が所有する住宅であること。 ・当該事業により 住宅の軽微な修繕並びに荷物の整理、運搬及び処分を行う住宅については、補助事業終了後5年間は、移住者の居住の用に供し、事業終了後直ちに居住の用に供しない場合は、「高知で暮らす。お家を探すねっと」又は当該市町村の空き家バンクに登録すること。 ・住宅を借り受ける者が住宅の軽微な修繕 並びに荷物の整理運搬及び処分を行う場合は、住宅の所有者と 住宅の軽微な修繕並びに荷物の整理、運搬及び処分の同意について確認をすること。

(2) 省略